

税金の 各種控除に 関する お知らせ

65歳以上の方へのお知らせ 障害者控除対象者認定書の 発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がある方】

対象者またはその扶養者が申告の必要がない場合は申請する必要はありません。

【対象】

町内に住所を有する65歳以上の方で、要介護認定により要介護1以上と認定されている、なおかつ認定資料（主治医意見書または認定調査票）で「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態を確認できる方。

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合があります。
※身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳等を申告時に提出すると控除を受けることができ

ますが、手帳と認定書での区分（障害者・特別障害者）が異なる場合は、左記まで問い合わせください。

【申請窓口】

・保健福祉課介護保険係

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所

住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

おむつ代の医療費控除 のための確認書発行に ついて

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」で代えることができます。

①おむつ代の医療費控除を受けている期間が2年目を超える方、初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関に問い合わせください。

②介護保険の要介護認定者で、主治医意見書で「寝たきり」かつ「尿失禁あり」の状態を確認できる。

【申請窓口】

・保健福祉課介護保険係

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所

住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

国民健康保険からの お知らせ

確定申告の医療費控除の申告手続きに八雲町国保が発行する「医療費のお知らせ」を添付書類として利用することができます。1月に発行した「医療費のお知らせ」に、前年1月から10月までの医療費の情報が記載されていますので、確定申告の際にご利用ください。

前年11月から12月までの医療費、または病院等からの請求の遅れで「医療費のお知らせ」に記載がない医療費については、医療機関発行の領収書が必要です。

なお、前年11月から12月までの医療費が記載している「医療費のお知らせ」については、2月下旬から3月上旬に発行予定です。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

令和5・6年度 森林整備業務にかか る入札参加資格申請 の受付について

令和5年度および6年度に八雲町が発注する森林整備業務の入札に参加する方に必要な「資格審査申請書」を次の日程で受け付けます。

【受付期間】

2月1日（水）～28日（火）

【申請に必要な書類】

町HPで確認してください

【申請・問い合わせ先】

農林課林業係

☎0137-62-2203